

### Ⅲ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場

# 1 連続性のある多様な学びの場

## 【ポイント】

### ▶一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」

#### (1) 「多様な学びの場」について

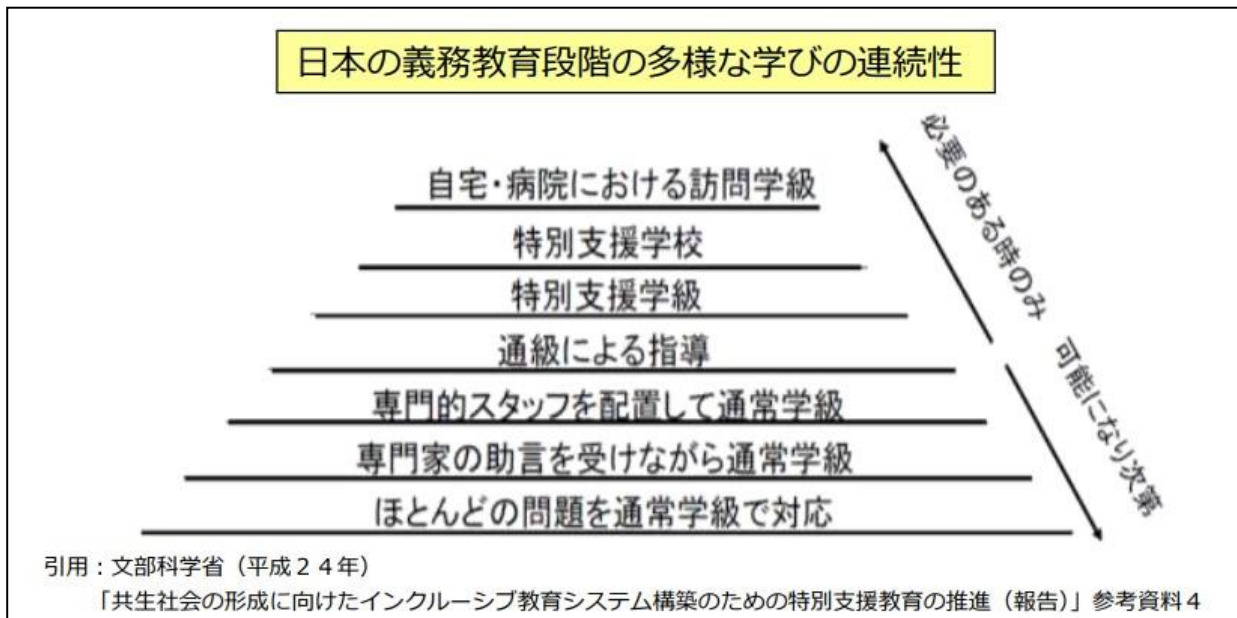
- 教育的ニーズに最も的確に応える指導の提供

障害者基本法第16条を追求しながら、子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」があります。

- 本人や保護者が安心するために

本人や保護者等の関係者が、十分に学びの場について理解しておらず、不安になることが考えられます。本人や保護者に必要な情報を提供し、安心して教育相談ができるようにすることが大切です。

そのためにも、それぞれの学びの場について、就学担当者が十分に理解し、本人や保護者が就学先や就学後の卒業までの将来を見通して考えることができるように情報提供することが大切です。その際、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。



## 2 就学先となる学校や学びの場の種類と就学可能な障がいの程度

### 【ポイント】

#### ▶学びの場の種類と就学可能な障がいの程度

#### 【通級による指導】

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態です。

#### ○ 対象障がい種

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

#### ○ 通級による障がいの程度

(障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第756号通知)

区分	障がいの程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### 【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、**医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。**

確認！

## 【特別支援学級】

小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

### ○ 対象障がい種

知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者

### ○ 特別支援学級の障がいの程度

(障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第756号通知)

区分	障がいの程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症 ・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

### 【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、**医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。**

確認！

【特別支援学校】

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

○ 対象障がい種

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）

○ 特別支援学校の障がいの程度（学校教育法施行令）

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

\*以下の障がいの程度は、特別支援学校で学ぶための基準であり、障がいの程度が該当するから＝特別支援学校ではないことに留意する。（IV参照）

区分	障がいの程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

二 聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。

【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、**医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。**

活用資料：【資料6-1】【資料6-2】

確認！

### 3 学びの場の関係・連携について(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)

#### 【ポイント】

#### ▶学びの場の関係を理解し、学びの場を検討

#### ○ 学びの場の関係を理解する

小中学校等における教育により、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる場合には、就学先として小中学校等を検討することとなります。その場合の学びの場の形態としては、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導の三つがあり、子ども一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を踏まえて、対象となる子ども一人一人にとって、どの学びの場が最も適切かどうかを検討していくことが大切です。

#### (1) 特別支援学級と通級による指導等との関係について

小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、週当たりに換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで、通常の学級以外で特別な指導を行うことができることになっています。このため、例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外で特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討することが考えられます。

#### (2) 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子どもと共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要です。そのため、特別支援学級の子どもが、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも交流し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子ども一人一人の障がいの状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要です。また、教科学習についても、子ども一人一人の障がいの状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要です。

#### (3) 医療的ケアの必要な子どもについて

医療的ケアの必要な子どもについては、本手引に記載の内容に加え、「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長)と別冊「小中学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を参考にしながら、医療的ケアが必要な子ども一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

#### (4) 障がいのある外国人の子どもについて

障がいのある外国人の子どもについては、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長）を踏まえることが必要である。具体的には、障がいのある外国人の子どもの就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子どもと同様に、本手引及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）等を参考としながら、障がいのある外国人の子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人及び保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要です。

活用資料：【資料7-1】【資料7-2】

## 4 支援をつなぐための個別の教育支援計画等

### 【ポイント】

- ▶個別の教育支援計画の作成と活用方法
- ▶個別の教育支援計画を進学先に引き継ぐ

#### (1) 個別の教育支援計画等の作成

##### ○ 作成について

個別の教育支援計画については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年8月27日付け30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）が発出されており、その作成にあたっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが学校教育法施行規則に明記されています。

##### ○ 作成する対象について

- ① 特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）全員
- ② 通常の学級において、通級による指導を受けていない障害のある児童（生徒）等

#### (2) 個別の教育支援計画の活用方法や盛り込まれるべきもの

##### ○ これまでの活用における課題

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）」（令和3年1月）においては、小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていない状況が散見されることから、「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていくことの重要性が指摘されました。

##### ○ 活用方法について

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取り扱いに十分留意することが必要です。特に上記で課題としてあげられている高等学校での指導につなげていくことについては、進学先が決定後に、中学校から保護者の同意を得て、速やかに個別の教育支援計画を引き継ぎ、生徒が安心・安全に学習や生活が過ごすことができるように支援の内容を伝えていかなければなりません。

活用資料：【資料8-1】【資料8-2】【資料8-3】【資料8-4】【資料8-5】